

重要事項説明書

1 担当する介護支援専門員

氏名

連携先電話番号 097-574-7393

2 事業所の概要

事業所名	公益社団法人 大分県看護協会 訪問看護ステーションおおいた
所在地	大分市豊饒二丁目7番1号
事業者指定番号	4460190137 (大分県)
連絡先電話番号 F A X 番号	097-574-7393 097-574-7115
サービス提供地域	大分市
営業時間	月曜日から金曜日 8:30～17:00 *土・日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業日となります。

3 事業所の職員体制

	人数	勤務体制	業務内容
介護支援専門員	名	常勤	事業所の管理、運営、居宅介護支援業務
事務	名		事務

4 サービス内容

(1) 居宅訪問

介護サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行います。また、当該計画作成後においても、介護サービス計画の実施状況等を把握し、居宅訪問等の方法によりサービス計画の変更やサービス事業者の選定など、利用者やご家族の希望を踏まえつつ、公正中立に介護支援を行います。

(2) 介護サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービスを利用できるよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

(3) 事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者との連絡調整を行います。

- ・相談業務 電話・訪問・来所等を通じて利用者からの相談に適切に対応します。
- ・申請代行 介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。

・給付事務 国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

(4) 公正中立の確保

利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることも可能です。公正中立なケアマネジメントを行います。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(5) 医療と介護の連携強化にあたって

入院時における医療機関との連携促進のために、利用者は入院時に、入院先医療機関に担当介護支援専門員の所属、氏名等をお知らせいただくようお願いします。

5 利用料金

利用料は介護保険で10割給付され、自己負担はありません。

但し、保険料を滞納されると、本来給付される利用料を全額負担しなければならなくなりますので、別紙の利用料がかかることとなります。1月の居宅介護支援費は別紙のとおりです。

6 サービス提供における事故発生時の対応

- (1) サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者様に対して当事業所のサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償いたします。

7 相談窓口・苦情対応について

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口

担当者

電話番号 097-574-7393

対応時間 9:00~17:00

- (2) 公的機関への苦情申し出は、次の窓口で対応します。

・大分市役所 長寿福祉課

電話番号 097-534-6111

・大分県国民健康保険団体連合会 苦情担当窓口

電話番号 097-534-8475

8 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従

い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活
用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催します。

その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3)介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施します。

10 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1)事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが
できるものとする）を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を
図ります。

(2)事業所における虐待防止のための指針を整備します。

(3)介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的
に実施します。

(4)虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

11 身体的拘束等の適正化

(1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等
を行いません。

(2)やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊
急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

12 ハラスメント防止対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するために、ハラスメント防止対
策に関する基本方針に基づいて、必要な措置を講じます。

13 人権擁護、虐待防止等のための責任者
